



出典:「適正な就業のために」公益社団法人福島県シルバー連合会

## シルバー就業

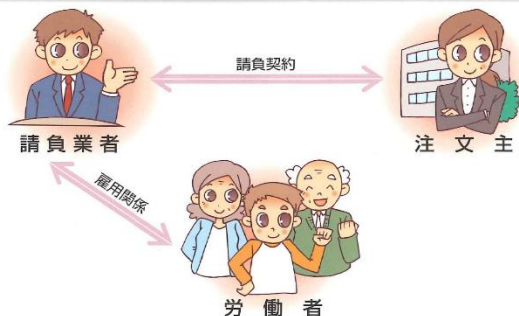


シルバー人材センターの受託事業(シルバー事業)としてシルバー会員が就業する仕事は、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律(高齢法)」により「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業(第41条)」と定義されています。(「臨時的かつ短期的な就業」とは、月10日以内、週20時間以内の就業をいいます。)

従って、特定の会員が同一の仕事に長期間就業することは、「高齢法」違反になります。かつ、会員の「公平な就業機会の提供」が損なわれることにも繋がります。

また、左の概念図を見ていただくと、会員と発注者との間には指揮命令関係がありません。これはシルバー就業が「請負契約」が基本になっていることを示します。

## 請負とは

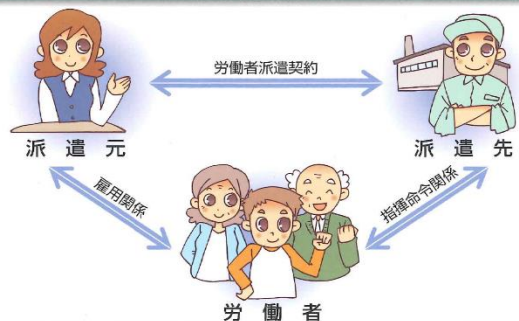


請負とは、労働の結果として仕事の完成を目的とするものです(民法第632条)。この場合、請負主は自己の雇用する労働者とその業務に従事させるにあたり、労働者に対し自ら指揮命令を行い、雇用主の責任のもとに指示その他の管理を行うことになります。従って、請負った業務を遂行するにあたっては、注文主から独立し、自己の有する専門的な技術若しくは経験に基づき業務を処理することが求められます。

労働者派遣事業との最大の違いは、請負にはこのように注文主と労働者との間に指揮命令関係を生じないという点にあります。

基本的な概念は左の図のようになります。

## 労働者派遣事業



労働者派遣事業とは、自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることを業として行うものです(労働者派遣法第2条抜粋)。概念図は左記のようになります。

労働者派遣事業では、派遣労働者に対する労働安全衛生法、労働基準法等の労働関係法令の一部について、実際の雇用主ではありませんが、派遣先事業主にも雇用主と同様に必要な措置を講ずる責任を負うことになります。

そのため、会員が就業する業務の遂行方法について、労働者派遣が請負かを明確にする必要があります。同時にシルバー事業として適正かどうかチェックが必要です。

(ご注意)

- ※ 労働者派遣、請負のいずれに該当するかは、契約の形式ではなく実態に基づき判断されます。
- ※ 形式的には請負・委任等としているが、実態は労働者派遣を行っている「偽装請負」が特に問題になっています。
- ※ 派遣契約なしに労働者を派遣すると、「労働者供給事業」と解されます。「労働者供給事業」は「職業安定法」第44条により禁止されており、「職業安定法」違反として罰せられます。

全国的にもシルバー人材センターの9割近くを占めるのは、シルバー就業(請負)です。役員、地域班長、そして会員の方には、適正就業へのご理解とご協力をお願いいたします。

1年後に始まります

# インボイス制度の影響と課題について



以前の事務局だよりでもお伝えしておりました令和5年10月開始のインボイス制度（適格請求書等保存方式）ですが、今後のシルバー事業、会員（個人事業主）への影響がきわめて大きく懸念されています。

同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除が出来なくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じます。

しかし、公益法人であるセンターの運営は、\*収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はなく、シルバー人材センターの死活問題となっています。（\*収支相償とは・公益法人のみに適用される財務三基準の一つで、公益目的事業会計における収益から費用を差し引いた差額（経常損益）が「ゼロ」または「マイナス」となるようにしなければならない基準）

新たな経費負担の対応については「事務費率の引き上げによる値上げ」として発注者に負担をしていただく方針です。

実質的な値上がりを発注者に理解していただけるよう受注時に説明を行う予定です。

## 【インボイスとは】

日本では、2023年（令和5年）10月1日から適格請求書等保存方式という名でインボイス制度が導入される予定である。適格請求書等保存方式においては、消費税の仕入税額控除の要件の1つとして、適格請求書発行事業者が交付する「適格請求書」の保存が必要となる。この適格請求書発行事業者となるには、税務署に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受ける必要がある。

（引用元：ウイキペディアより）

## 【配分金には消費税が含まれています！】

現在会員が受け取る配分金には配分金とそれに係る消費税が含まれています。本来、会員は受け取った配分金に係る消費税は税務署に申告納税する必要がありますが、消費税法上、課税売上として受け取る金額が、年間1000万円以下であるため免税業者として取り扱われ申告納税する必要がありません。

令和元年の消費税率引き上げにより8%から10%になり、会員が受け取る配分金等についても消費税が引き上げられ受取る金額が増加しました。来年導入されるインボイス制度により会員が受け取る配分金に係る消費税の扱いについても変わっていく可能性があります。